

## 企業主導型保育事業について

待機児童の緊急解消策として、平成28年度から実施できる企業が対象となります。

今年度から5万人分の保育量を確保するための施策として実施しており、今年度又は次年度に緊急に対応できる企業などが条件とされています。

事業主体が、公益財団法人のため、市町村での申請への対応等はしていない。

### ■ 企業主導型保育事業のポイント

- ・ 施設は基本的に、認可外保育施設になります。
- ・ 子ども・子育て拠出金の負担事業主などの条件があります。
- ・ 運営費等の補助申請、決定、運営費等の支払いは、「公益財団法人 児童育成協会」で実施しています。
- ・ 本事業は、「子ども・子育て支援事業計画」とは無関係な扱いとなります。  
(国からの指示により、今回の事業を市内の事業者が実施しても本計画での確保策としては、反映できません。)
- ・ 市町村は、認可外施設の検査を担当。(一部、保育認定の必要あり)

など

### <現在の状況>

- ・ 全国で9月末現在で、150企業が実施見込み。
- ・ 栃木県内では、宇都宮市及び上三川町で実施予定。
- ・ 本市でも、申請を予定している企業があるとの情報。  
(詳細な内容は、上記等の理由により不明。)